

# 11 重大事態発生時の対応マニュアル（フロー図）

【学校】

いじめ事案

宇土東小学校いじめ対策委員会による対応 (法第22条)  
(場合によって、ケース会議を実施)

教育委員会への報告 (法第23条第2項)

学校だけで解決不可能 | 学校で解決 → 終了

【教育委員会】

いじめの重大事態

調査主体の判断・指示

学校主体の調査 | 教育委員会主体の調査

学校いじめ調査委員会による調査 (第28条)

教育委員会の附属機関による調査 (宇土市いじめ防止等対策委員会) (法第14条第3項) (法第28条)

調査報告を受け、教育委員会（教育長）から市長へ報告

教育委員会の附属機関による調査では不十分 | 再調査の必要なしと判断 (法第30条第1項) → 終了

【市長】

再調査の指示 (市長が必要と認めた場合)

市長の附属機関（宇土市いじめ再調査等委員会）による再調査 (法第30条第2項)

市議会への報告 (法第30条第3項)

※ ( ) 内は「いじめ防止対策推進法」の条項を示す。  
※いじめ事案は、毎月、学校から市教育委員会へ状況を報告する。